

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 丸翔建設株式会社 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	被告は、平成12年5月29日に締結された本市発注の大正区鶴町3丁目のなみはや大橋の橋脚に係る保護構造物（以下「本件保護構造物」という。）の設置工事（以下「本件工事」という。）の請負契約に基づき、本件工事を施工したところ、平成23年9月4日に、本件保護構造物の一部が崩壊したことにより、本件工事が適正に施工されていなかったことが判明したため、本市は、被告に対し、崩壊した本件保護構造物の一部の補修に要した費用金19,950,000円及び当該補修以外の本件保護構造物の補修に要する費用等金30,790,200円の支払を求めるもの

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。